

有楽稲荷大明神創建考

—— 建仁寺塔頭正伝院跡地における信仰の創出 ——

岡 田 万里子*

はじめに

祇園甲部八坂女紅場学園の通用門を出て、北に向かう東松竹小路の西側に、有楽稲荷大明神がある。朱塗りの三重鳥居と玉垣が鮮明な間口二間ほどの小社で、石の玉垣には歌舞伎俳優の名が記されている。明治18（1885）年に開業した劇場祇園座跡地も近く、芸能との関係も深いかと考えられたが、本稿では、大正初年と推定される当社の創建に至るこの地域の変遷を考察し、土地売買に因む如何にも近代の資本主義的な神社創建のあり方を検討したい。

有楽稲荷は、祇園町南側の茶屋街に所在し、鮮やかな外観を有するためか、近年複数の言及がある。祇園関連の著述で知られる徳力龍之介は、『京都の流儀：もてなし篇』に「有楽稲荷」との節をたて、次のように記している。

「有楽稲荷」が本来の名らしいのですが、地元の人たちはこの辺りの名士の地主の屋号を取って「キョーラク神社」と呼びます。（中略）この神社ができる前は、そばに有楽のお墓があったそうですが、幾度かの区画整理などの際に、地主さんが神社を建て、御霊を移して安住の地としたのだそうです。¹⁾

梅林秀行によると、区画整理が行われたのは明治45（1912）年の貸座敷取締規則の改正に端を発したもので、松竹を含む京都財界が出資した会社「キョーラク」がお茶屋街の一部を開発しているという²⁾。ローバー都市建築事務所のホームページには、2017年竣工の改修工事が実績として紹介されており、有楽稲荷の創建を大正初期としている³⁾。

しかし、有楽稲荷についての記述はあまり遡ることはできない。管見によれば、1962年1

*おかだ まりこ 桜美林大学 リベラルアーツ学群

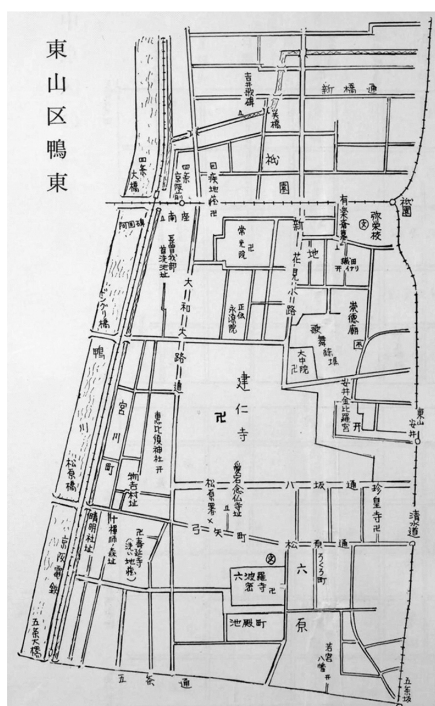


図1 竹村俊則『新撰京都名所図会』巻4、白川書院、1962、巻末地図。

月に出版された竹村俊則『新撰京都名所図会』巻4（洛中の部 第2）の巻末地図の該当箇所「織田イナリ」と記されているのが最初ではないだろうか（図1）。本文には、「織田有楽斎墓」が立項されており、挿絵とともに解説されるが、「織田イナリ」や有楽稲荷については言及されていない。有楽斎の墓については後述するが、同年11月13日に永源正伝院に移転され、その後有楽稲荷が描写されるようになる。写真集『京の町家』（駸々堂出版、1971）には、「97 有楽稲荷の通り」と説明される露地の写真があり、その解説には「写真にみるこの通りには、有楽稲荷の社がある。この通りのほど近くに先年まで有楽の墓があった。お茶屋や飲食店のほんの狭い裏庭が墓地であった。今ではその墓は建仁寺の塔頭、正伝永源院に移されている」（306頁）と記されている。しかし、その写真に有楽稲荷はない。

駒敏郎『東山の道』（京都散策1）（保育社、1973）

は「お茶屋にはさまれた小さな社だが、さすがに水商売の町のまんなかのお稲荷さんだけあって、掃除がよくいきとどいている。神前には、かわいい三宝の上に赤飯と油揚げとが供えてあった」（62頁）と記す。駒は1976年出版の『美しき京都』（集英社）にも「祇園町南側、お茶屋が並ぶ町角に、小さなお稲荷さんの祠がある。むかしこのあたりに織田有楽斎の屋敷があって、その屋敷守りのお稲荷さんだったところから、有楽稲荷と呼ばれている。大小の赤い提灯がさがり、対いあった狐のまん中に、誰が供えたのか赤飯と油揚げとが折敷に載せて置いてあった」と書いた。また、弦田英太郎の「稲荷詣りの舞妓」（日展1997年）は、有楽稲荷に詣でる舞妓2名を描いたもので、「有楽稲荷大明神」の提灯と玉垣の朱が鮮明で、改修工事以前も同様の鮮やかな小社であったことがわかる（『現代の洋画』10（マリア書房、1998）39頁）。

この小社が稲荷信仰の対象であることについては、五来重が、「信長の弟の織田有楽斎の墓も織田稲荷あるいは有楽稲荷（下京区祇園花見小路）として祀られている。御霊ではないけれども、芸能上達と商売繁盛の神として参詣が多い。この芸能上達というのは、『古今著聞集』（巻六）の「知足院忠実大権房をして咤祇尼の法を行はしむる事並びに福天神の事」に見えるように、茶吉尼天の功德とされているので、有楽稲荷は茶吉尼天であると推定される」⁴⁾と述べている。大森恵子も、本来織田有楽の霊を祭祀していたものが「福をもたらす神」である福神稲荷

に変化したと記し、有楽稲荷の位置に正伝院があったことや有楽の墓の移転について触れている⁵⁾。近年でも、伏見稲荷大社宮司の中村陽が監修した『稲荷大神：イチから知りたい日本の神様 2』（戎光祥出版、2009）に「芸能の神としての側面を持つ」習合神の例として筆頭に有楽稲荷があがっているので⁶⁾、本社はその規模にも関わらず、注目されているといつてよい。

しかし、この地域の土地の変遷を確認すると、土地柄から芸能上達のための稲荷信仰に変化したというよりも、織田有楽の御霊信仰がむしろ首肯できるもので、創建直前の火災の影響ははかりしれないと考えられる。明治初年に祇園が獲得したこの土地の変遷を確認しながら、本社の創建理由を推定してみることとしたい。

1. 現 状

現在、祇園甲部歌舞練場の北側には、四条通との間に、南園小路と青柳小路の二筋の東西の道路があり、その二筋の間に、東松竹小路、松竹小路、西松竹小路と三本の南北の道路がある。なお、本稿で扱った図7や図11の地図は、現在「松竹小路」とされている中央の通りを「西松竹小路」と記している。いつ小路名が変化したのか未詳であるが、中央の通りを「西松竹小路」とした場合の西側の通りの呼び名は不明である。

有楽稲荷大明神は、京都市東山区祇園町南側五七〇番地一七〇号で、東松竹小路に面し、南端の青柳小路の近くに位置している（図2）。社地内の概略図は、図3に示したとおりで、朱塗りの三重の鳥居と同じく朱塗りの木製の灯籠、周囲の朱塗りの木製玉垣が目を引き。木製の朱の玉垣には、梅林秀行がお茶屋街の一部を開発していると述べた「キョーラク株式会社」をはじめ、周辺の茶屋、料理屋、バーの名が記されているが、前掲のローバー都市建築事務所ホームページ事業紹介の写真の玉垣には何も書かれていないので、木製玉垣の記載は改修事に係る奉納を示したものであろう。二の鳥居には「キョーラク株式会社」「有楽町町内会」、三の鳥居には「キョーラク借家人一同」「有楽町町内会」との記載があり、これらも2017年の改修時の奉納かと推測される。

一の鳥居に入ると、右側に手水鉢があり、石灯籠、狛狐がある。右側に「奉納」と記された石製の台があり、左側面に「青柳小路横山ふく」とある。一の鳥居に掛かっている額は、「正一位 有楽稲荷大明神」、稲荷社の奥正面に掛かっている額も同じく「正一位 有楽稲荷大明神」と記されているが、その額には「大正四年二月吉日 碓井つね」「同スエ」と記されている。また、左側側面に掛かっている奉納額は、「昭和九年十一月吉日」「祇園青柳小路横山ふく」とあり、石製の台と同じ奉納者名である。

概略図で①から⑮を付した玉垣の石柱には、奉納額と奉納者名が彫られており、これらはすべて役者名である。

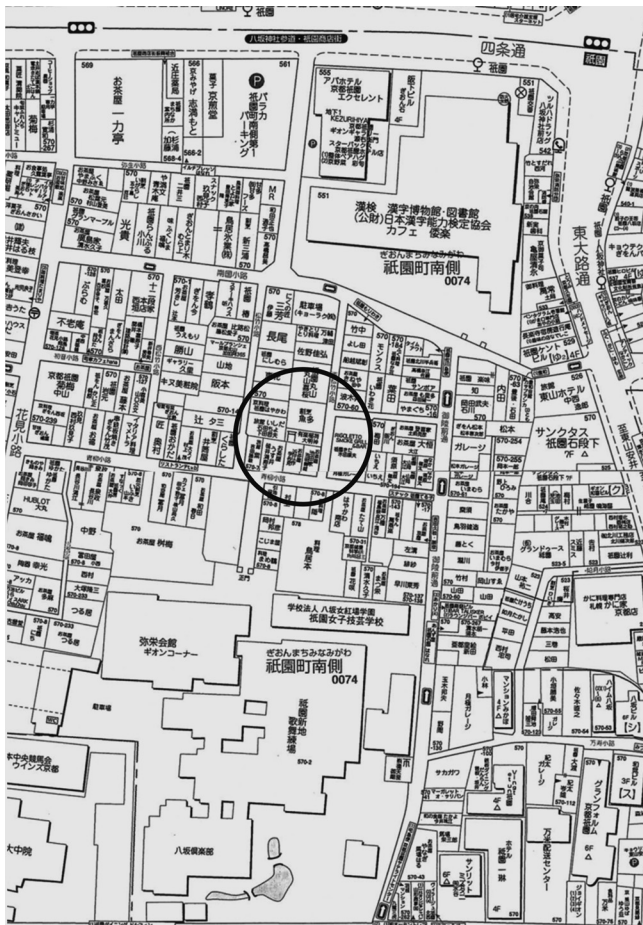


図2 『ゼンリン住宅地図 京都府 京都市東山区』ゼンリン、
2023年7月、8、14頁。



図3 有楽稲荷大明神概略図。

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 金八拾圓 | 中村鴈次郎・中村扇雀・林長三郎 |
| ② 金拾五円 | 中村嘉七 |
| ③ 金拾五円 | 市川福之助・市川箱登羅 |
| ④ 金六拾圓 | 市川斎入・市川右団治 |
| ⑤ 金六拾圓 | 中村梅玉・中村福助 |
| ⑥ 金三拾円 | 市川市蔵 |
| ⑦ 金三拾円 | 中村芝雀 |
| ⑧ 金三拾円 | 片岡我童 |
| ⑨ 金三拾円 | 中村魁車 |
| ⑩ 金三拾円 | 尾上卯三郎 |

- ⑪ 金三拾円 嵐巖松
- ⑫ 金三拾円 嵐徳三郎
- ⑬ 金三拾円 嵐吉三郎
- ⑭ 金三拾円 実川延二郎
- ⑮ 金貳拾円 嵐璃珪

いずれも、大正初年に活躍していた役者で、鴈治郎門下の初代中村成太郎が魁車を襲名した大正3（1914）年正月以降、初代実川延二郎が二代目延若を名乗る大正4（1915）年9月以前の奉納かと考えられる。総勢20名が一座した興行は見出せなかったため、興行とは関係なく、関西の役者が有楽稲荷の創建にあたり奉納したのだろうか。稲荷社奥の額に記載された「大正四年二月吉日」を創建の時期とみてもよいかもしれない。

その額の奉納者である碓井つねは表1のように、大正11（1922）年以降の電話番号簿の貸座敷業に掲載されている。しかし、大正年間の記載は、住所が四条通北側の清本町となっており、同姓の「碓井ステ」という人物が有楽稲荷に近い青柳小路の住所で掲載されている。昭和9（1934）年9月の『京阪神職業別電話名簿』には、「貸座敷業」の部に「碓井ステ 祇園6-0212 四條, 大和大路東」, 「碓井ツネ 祇園6-2507 祇園町南側五七〇」と記載される（76頁）。つまり、碓井ツネは、電話番号が2507のまま、住所が清本町から祇園町南側、すなわち有楽稲荷の近隣となりうる住所へ移ってきているのである。その反対に碓井ステは、電話番号も住所も異なり、別の場所へ移動している。ステは、明治28（1895）年刊の『京都土産』「各遊廓名妓

表1 電話帳や名簿における碓井ツネ・ステ・横山フクの記載

電話番号	2507	1595/0212	2347
大正11-13年	中二五〇七 碓井ツネ 祇園, 清本町 貸座敷	中一五九五 碓井ステ 祇園, 青柳小路 貸座敷	
大正15年	同（花）2507 碓井 碓井フク		
昭和9年9月	（貸座敷業）碓井ツネ 祇園6-2507 祇園町南側 五七〇（76頁）	（貸座敷業）碓井ステ 祇園6-0212 四條, 大和大路東（76頁）	（小方業）横山フク 祇園6-2347 祇園町南側 五七〇（123頁）
昭和24年	（貸席）碓井フク 祇園6-2507 東, 大和大路 四条下四丁目	（貸席）碓井満寿子 下5-0212 東, 祇園町南側 五七〇ノ一五	

- ・大正11～13年
『京都電話番号簿』大正11年10月改正, 京都中央電話局, 180頁。
『大阪を中心とする近県電話帳』大正12年用, 人事興信所, 229頁。
『京都電話番号簿』大正13年9月15日現在, 京都中央電話局, 174頁。
- ・大正15年
「祇園新地甲部貸座敷業名簿」『芸芸倶楽部』4(5) 59頁。
- ・昭和9年9月
京阪神職業別電話名簿編纂所編『京阪神職業別電話名簿』昭和9年9月現在, 京阪神職業別電話名簿編纂所, 76頁, 123頁。
- ・昭和24年
森野二司『私製京阪神業種別電話番号簿』第1輯, 日本電話普及會, 1949, 244頁。

一覧」の「先斗町芸妓」として記載されており⁷⁾、『大阪経済雑誌』9(15)は、衆議院議員の喜多川孝経の妾であったと伝えている⁸⁾。額に記された「同スエ」とは名が違うが、大正期の電話帳に青柳小路の住所が記載され、有楽稲荷の近くで貸座敷を営んでいたのであるから、両者の密接な関係が推測される。なお、大正15(1926)年の『技芸倶楽部』4(5)記載の「祇園新地甲部貸座敷業名簿」には、「二五〇七」というツネと同じ電話番号で「碓井」との屋号の「碓井フク」の名が記されている。また、現在の住宅地図(図2)には有楽稲荷の南に「お茶屋うす井碓井満寿子」との記載がある。昭和24(1949)年の『私製京阪神業種別電話番号簿第1輯』の「貸席」には「碓井満寿子 下5-0212 東 祇園町南側五七〇ノ一五」と「碓井フク 祇園6-2507 東 大和路四条下四丁目」が併記されている。電話番号と住所が再び入れ替わったが、昭和9年の時点でツネとステが有していた住所と電話番号は戦後もこの2名が継続していたのである。

一方、石製の台と額絵馬を奉納した横山ふくは、昭和9年9月の『京阪神職業別電話名簿』の「小方業」に「祇園6-2347 祇園町南側五七〇」と記載されている。小方業とは、芸妓や舞妓を所属させる置屋の別称である。奉納額には、「青柳小路」と住所を記しているが、電話番号は碓井姓の二名とは合致していない。しかし、「フク」という名が共通しているのは、関係があったことを意味していないだろうか。なお、稲荷社内に置かれた、横山ふく奉納の台は、石製であるため灯明などを供えた供物台かとも考えられたが、未詳である。

2. 建仁寺塔頭の上知と祇園新地による明治初年の土地開発

さて、有楽稲荷の所在する祇園町南側は、明治4(1871)年1月5日の「社寺領上知」の太政官布告によって建仁寺に上知させた土地のうち、祇園新地に払い下げられたものである。日向進は、同地の建築工事を請け負った大工近江屋吉兵衛の記録から明治初年の建造物を検証し、建築図面と明治4年に作成された『寺地画図31 番禅宗臨済派建仁寺之部』(京都府立京都学・歴史館所蔵)を比較して、建仁寺塔頭の霊源院が下京第十五区婦女職工引立会社の養蚕場に、福聚院が療病館に、正伝院屋敷が製茶場として使用されたことを明らかにした⁹⁾。また、稲田尚之は、正伝院の所在地を複数の古図から検討し、「正伝院位置予測図」として詳細な図を示している¹⁰⁾。さらに、永井規男は、現存しない正伝院長好閣をとりあげ、旧正伝院の建物の変遷を記した¹¹⁾。

祇園新地が建仁寺塔頭の建物と土地を獲得した当時の資料としては、『京都新聞』74号(明治6年5月号)の記事(図4)が知られており、京都府立総合資料館編『京都府百年の年表』9(芸能編)がこれを引用した¹²⁾。地図に添えられた記事は、花見小路、南園小路、青柳小路、初音小路の四路が開かれ、正伝院と他の三寺を下京第十五区が購入し、女紅場の施設、養蚕、製

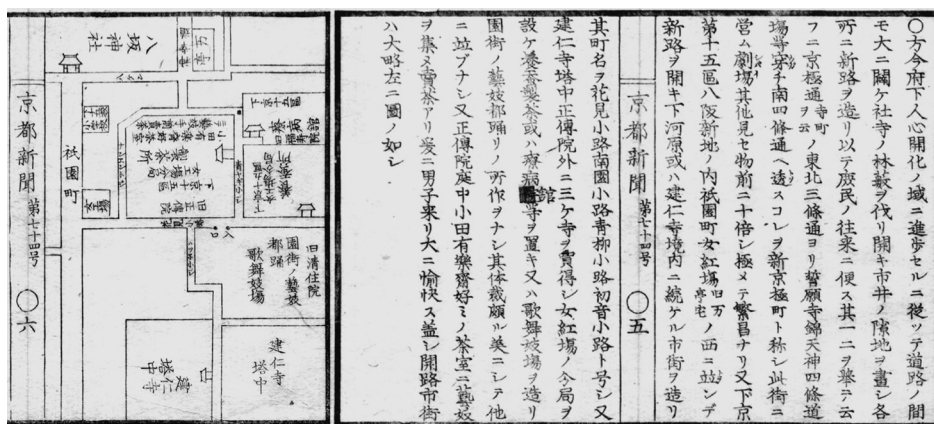


図4 『京都新聞』74号(明治6年5月) 京都府立京都学・歴彩館歴史資料アーカイブ

茶、療病館、歌舞妓場としたと記す。松田有紀子も同地図を引用し、「建仁寺の塔頭であった旧清住院の建物をそのまま利用するかたちで、先に述べた歌舞練場が開場したのは明治6(1873)年3月16日である。また同年織田有楽斎ゆかりの旧正伝院が有楽館となり、「都踊」の際に芸妓による點茶席が設けられた他、婦女職工引立会社付属の製茶場も設けられている。その他の塔頭についてもそれぞれ婦女職工引立会社構成施設として転用された」¹³⁾と記している。旧正伝院が有楽館という貸席となった件については後述するが、まずは上知された塔頭について確認しておこう。

建仁寺の塔頭は、『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』によれば天保9(1838)年までに29院に減っていたとされ、同報告書は、上知した11院と移転した3院、さらに現在の塔頭14院を挙げている¹⁴⁾。すなわち、普光庵、靈雲院、福聚院、養浩庵、光禪庵、定衡院、廣灯庵、如是院、大昌院、五葉庵、徒龍軒の11院と、永源庵に移された正伝院、祥雲院に移された清住院、妙喜庵に移された靈源院の計14院が上知令によって廃され、現在の塔頭は、禅居庵、久昌院、推雲軒、興雲院、清住院、正伝永源院、常光院、靈源院、大統院、靈洞院、護国院、両足院、西来院、大中院の14院であるという。天保9年時点の29院に1院足りないが、同報告書も引用した『寺地画図31番禅宗臨済派建仁寺之部』(京都府立京都学・歴史館所蔵)は全体図(図5)に珍皇寺も加えている。ただし、塔頭の図面は28院分しか挙げられていないので、塔頭の数え方についての詳細は不明である。そして、そのなかには建物がないと記された塔頭もある。それらを含めて図面に落とし込んだのが図6である。

下京第十五区が当初購入したのは、図6の左上部分だが、霊雲院、普光庵、廣灯庵、養浩庵の4院には建物がなかったとわかる。霊源院と廣灯庵の間を花見小路として開いたと考えられるので、図4『京都新聞』の地図では、正伝院が花見小路に面していたように描かれていたが、

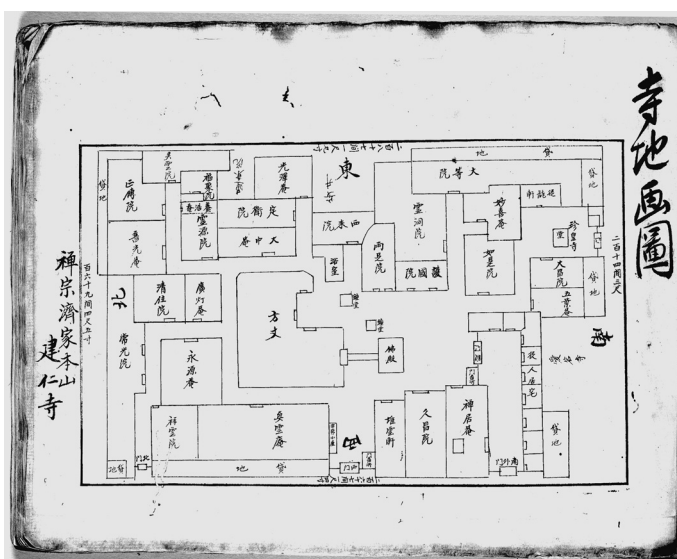


図5 『寺地画図 31 禅宗臨済派 建仁寺之部』(京都府立京都学・歴史館所蔵)
京都府立京都学・歴史館歴史資料アーカイブ データ ID : 0000107668

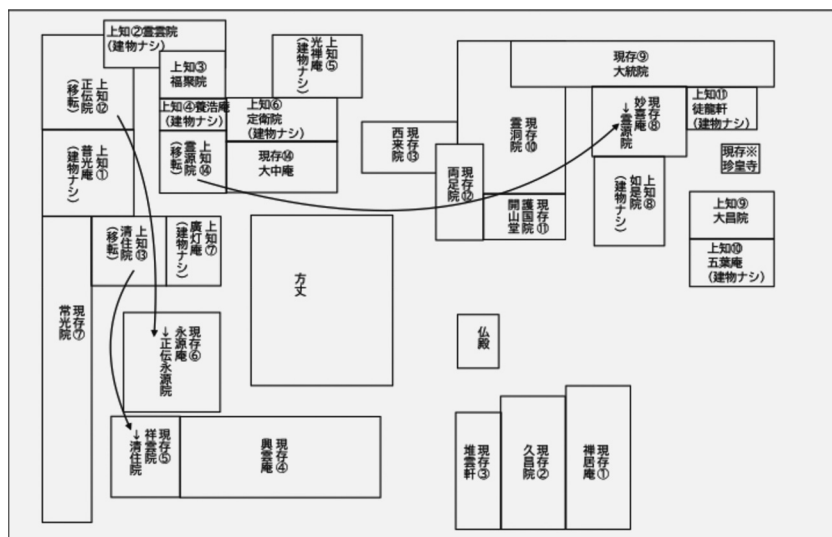


図6 『寺地画図 31 禅宗臨済派 建仁寺之部』(京都府立京都学・歴史館所蔵)より、上知された14院と現存する14院の旧建仁寺寺内図。なお、建仁寺ウェブサイトの「境内のご案内」には、旧護国院の開山堂(図では現存⑪)を建仁寺の堂として紹介し、塔頭十四院に六道珍皇寺が加わっている。番号は、『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』2頁の記載順とした。

実際には、花見小路との間に距離があっただろう。稲田は、南側の青柳小路に面して正伝院表門がある予測図を記している(図7)。正伝院境内の東境界を中世から残る御陵通と予測し、『寺地画図31 禅宗臨済派建仁寺之部』所収の「建仁寺塔頭正伝院」図(3丁表)にも記入さ



図7 稲田尚之「『国宝・如庵』：その建設原点についての策定研究」『藝術文化研究』2, 1998, 図19 正伝院配置予想図。ただし、「西松竹小路」と記されている南北の通りは、現在の「松竹小路」で、下辺の名のない小路のさらに西側に花見小路がある。



図8 田中治兵衛『新撰京都古今全図』田中治兵衛、明治28(1895)年。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12905346> (参照 2025-11-23)

れている「南側寸法五拾八間四尺を測ると西は、現在の花見小路から一本東寄りの小路あたりとなる。花見小路と正伝院の間にあった普光庵の敷地も丁度確保出来るようになる」¹⁵⁾とされる。その間の土地に、日向が報告した裏借家が建ったのではないだろうか。日向は、南園小路、花見小路、青柳小路と通りの名称の入った建築図面を掲載し、さらに、明治10(1877)年に「花見小路に面する二階建ての表借家」を建設した記録もあると述べるので¹⁶⁾、詳細

は不明だが、明治初年にこの地域が急速に開発されていったことを示している。

しかし、この花見小路と正伝院の間にあった土地に祇園座が新築される。開場は明治18(1885)年11月18日である。明治23(1890)年1月の九代目市川団十郎乗り込み頃から、祇園館と改めたようで、図8にあげた明治28(1895)年の地図では、南園小路と青柳小路に挟まれた区域に花見小路側に祇園館、その奥に有楽館が隣接して建っている。祇園座の設立経緯は、田中緑紅『祇園さん：祇園町界隈』（京を語る会、1961）に詳しく、田中が依拠したと考えられ

る祇園座の関連資料「演劇場新築願」は現京都府立京都学・歴彩館に所蔵されており、これまで『京都府百年の資料 9 芸能編』（京都府，1972），『史料京都の歴史 10 東山区』（平凡社，1987），さらに日置貴之「京都・祇園座設立の経緯とその意義」（『国語と国文学』94(8) 2017）に紹介されてきた。そこには「四條通ヨリー町南裏手花見小路街，各人家隔離ノ地所，元茶畑跡地八坂女工場所有地ノ内ヲ分借仕。尤該所有主ニ於毫毛差岡ノ筋無之，速ニ貸与ノ承諾相整候ニ付，這回同志ノ輩協議ノ上，劇場広闊ニ新築仕度」¹⁷⁾とあり，四条通より南の花見小路街で，人家から離れた茶畑跡地の八坂女工場所有地に劇場を新築したいと書かれていた。しかし，祇園座が新築された場所は，すでに裏借家や表借家が建てられており，「毫毛差岡ノ筋無之」とはいえない場所である。開発されて10年程度の借家地がどのように取り壊され，祇園座用地となったのか，さらに調査検討が必要である。

3. 正伝院の茶席

正伝院が製茶場とされたことに関しては前掲の『京都新聞』をはじめ，すでに言及されているが，ここでは正伝院の庭や建物が都をどりの茶席として効果的に機能したことについて述べておきたい。明治17(1884)年12月に建仁寺町分署が編纂した『建仁寺町部内地誌一』に，毎年春の都踊に際し，「製茶場ニ於テ妓女ヲシテ茶ヲ売ラシム製茶場ハ元建仁寺ノ塔頭ニシテ正伝院ト称シ織田有楽斎ノ遺跡アリ」と記されている¹⁸⁾。同書は，「祇園町ノ南ヲ花見小路南園小路初音小路青柳小路ト称ス総称祇園町南側元建仁寺境内ニ属シ荒蕪ノ地タリシカ維新ノ際上地トナリ本組ニ属シ明治四年之レヲ開キ家屋ヲ建築シ今ヤ繁華ノ一小街トナルニ至ル」と，明治4(1871)年時点では「荒蕪ノ地」であったが，現在は「繁華ノ一小街」とであるとしている。また，「養蚕場今ハ廃ス」とすでに養蚕場が廃止されていると述べられている¹⁹⁾。

明治6(1873)年生まれで祇園に育った松本佐多も「正伝さんといふお寺に，お茶席があって，椅子点てと囲い点てとがおした」と述べ，当時は「そのあたりはまだ一面の畑どしたな」とも回想する²⁰⁾。田中緑紅は，「この正伝院は都踊が出来ましてからここを茶席として使用しました。この時立礼席にしたと云われます。そして歌舞練場と一丁程も離れているので茶房²¹⁾をもつ人はいつでも入って行け，当日限でなかったと云います」と書き，この周囲についても，「女紅場が出来その東の方は茶畑でした。その南方に万花園が出来藪地や雑木を開いて草花を植え，池をつくつた遊園地をつくりました。分園に花屋敷をつくり牡丹園としました。その東に豊川稲荷をまつり馳馬の馬場もありました」²²⁾と記しており，先の松本佐多の「一面の畑」との言と一致する。

祇園の女紅場で茶道教授も行っていた井口海仙も，正伝院の茶席に触れている²³⁾。「東本願寺辺の餅屋に，一枚だけのこつていた」と掲載する引札(図9)は，茶室如庵を前景とする



図9 正伝院茶席引札（熊倉功夫責任編集『茶道聚錦6 近代の茶の湯』6，小学館，1985，図65，44頁）

『都林泉名所図会』巻一の図とは逆に如庵を奥に見て正伝院の庭園を描き、正伝院十景と言われた法水池・無熱橋・貝多塚・嘯月台・香積界・長好閣・如庵室・有楽竹・左女ヶ井・釜山海を名称とともに記している²⁴⁾。引札の文章は、以下のとおり、婦女職工引立会社の成立、新しく開かれた南園、初音、青柳、花見小路を詠み込み、さらに鉤括弧で示したように上記の正伝院十景を綴っている。なお、「女工引立所」とのみ述べて、「女紅場」との名称が使われていないことから、明治7（1874）年2月の遊所女紅場へ改称される以前、明治6年3月16日からの第2回都をどり上演時、すなわち正伝院が茶席となった最初の年に出されたものと思われる²⁵⁾。

咲花の都女郎は天下其姣を知らざるなく別て八坂の神垣近き六の街の手弱女は花の中の又花なり。其が上に時しもあれ賢き君の御代に逢ひ正しき業を務めよのあつき仰を蒙りて女工引立所を開き養蚕製茶の場も構へ織縫紡績を始とし万のことを励みつ日ならず学ひ得るならば花の光の弥増て実有花とや貴はれん。然れば各嬉しさを博覧会の賑ひにつれて手の舞足の踏む都踊りを新小路南の園に鶯の初音より尚珍らしく諷ふ雅頌や青柳の腰もやさしき数々の花見にいさと打集ふ人は霞に引続けり。かくも恵みて臨み玉ふ其人々を慰むと茶を製するの側に更に茶席を催しぬ。そもや斯席の閑雅なる世に十景の聞へ高く風に戦ける「竹楽みの声有」れは「月に嘯くへき台」将た久しき道を存す。苔蒸したる「橋の辺りに熱地の趣あくこと無」く「法を守るの心を俱に池」の波濁れる隈を見す。「佐女が井」を左にして少女子の湯を煮るは「如庵の室」に非ずして天女が家かと疑れ薄茶にこむる深実は「釜山海」をも浅しとし味よき菓子の新製は「貝多の墳」より堆く心の色香も袖の香

も「香積界」の名に慚ねば四方のみやび男みやび女たち「長好閣」の末長く好くとよく見て来玉へかし

と喧くも囀るものは拓き残されし建仁寺の敷中なる 百不忘崙黄吻

正伝院十景を残して茶席を設け、待合客を接待するという都をどりの特徴的な構造は、正伝院を使用するからこそ成立したものと考えられる。引札に描かれた行楽的な茶席は、訪れた人々をさぞかし楽しませたことだろう。日向が掲載した製茶場指図には、「ホイロ場」と「ムシ場」が設けられ、「製茶場として機能するために若干の施設がつくられた」²⁶⁾と指摘されているとおり、正伝院をそのまま使うことがむしろ優先されたのではないか。茶席つきの舞踊公演は他の花街やひいては国外にまで広がることになる。

さて、この正伝院の茶室が、いつまで都をどりの茶席として使われていたのかという点も考えなければならない。『京都府百年の年表』によれば、清住院を使用していた歌舞練場は明治10(1877)年に改築されるが²⁷⁾、そこが茶席を吸収した訳ではなさそうだ。明治20(1887)年12月8日発行の米田敬勝編『美やこ草紙』第4号に喜楽園酔夫「島原引越借小家出稼太夫益増加毎年繁昌都踊頃有楽館中有売茶」という狂詩が載っているので、少なくとも明治20年頃までは、有楽館と改称される正伝院において、茶席が設けられていたと考えられる。

なお、当時の祇園町は非常に賑わっており、「明治二十年の数字によれば、祇園新地および膳所裏の一年間の収益は、十八万円近くになり、他を大きく引離している。ちなみに島原はわずかに四千円で、凋落著しい」²⁸⁾とも記されている。そうした時期に、正伝院は有楽館と名を変えて、貸席として開館するのである。明治18(1885)年には祇園座が開場し、明治24(1891)年12月には、祇園新地女紅場役員組合が3100円で祇園座を購入する²⁹⁾。改修を経て、翌明治25(1892)年8月8日に再開場を果たしている。

4. 貸席「有楽館」から売却へ

正伝院屋敷が貸席の「有楽館」となったのは、永井規男が「明治二十年には有楽館と号した貸席に」³⁰⁾と述べたように、明治20(1887)年頃だった³¹⁾。明治20年9月29日付『朝日新聞』大阪版に予告された巨勢小石主催の「古今倭画婦人図会」などが「有楽館」利用の早い例である(2面)。一方、明治18(1885)年6月3日の琵琶湖疎水の起工式に付随した書画展観揮毫の席を祇園町小学校・正伝院などで開催との記事(『京都日出新聞』明治18年6月4日)には「有楽館」と記されていない。つまり、明治18年から明治20年までに、「有楽館」として貸席となったのであろう。前述のとおり、祇園座も開場し、周辺が遊興の地として再開発されていた頃のことだ。

その後、明治 28（1895）年に京都ははじめて東京以外の開催となった第 4 回内国勸業博覧会の誘致に成功し、「平安遷都千百年記念祭」と同年開催をする。博覧会に際し、国内外の貴賓を接待する目的で待賓協会が設立され、有楽館は「待賓倶楽部」と名称変更された。その待賓協会が同年に発行した『有楽館記』が、京都府立京都学・歴彩館に所蔵されている。来館する貴賓に対して有楽館を案内するための冊子といい、正伝院開創からの歴史を語るが、維新後に祇園新地の製茶場となっていたことには触れず、「爾來二百余年ノ星霜正伝院禪房寂トシテ常住ノ緇衲ナク燕雀廊廡ニ巢ヒ狗鼠仏殿ニ驅ク維新ノ際塔中永源庵ニ仏軀仏翁ヲ遷シ正傳院ト更ム有志ノ徒斯ノ名跡勝地ノ壊廢ニ帰セン事ヲ慨慨シ謀テ有楽館ノ名ヲ附シ都下宴集ノ所トス而シテ今存スル所ノ地域甚タ廣カラズト雖トモ能ク幽邃ノ情ヲ蓄ヘ市井ニ遠カラズト雖トモ能ク閑雅ノ趣ヲ存シ老木四辺ニ鬱叢シ樹石緑苔ニ渲染ス」³²⁾と格調高い風雅な宴席の場であることを示すのである。

『平安遷都記念祭紀事』によれば、待賓協会は「有楽館及万花園ヲ借り切り以テ倶楽部トシ大ニ修理ヲ加ヘ高尚優美ナル裝飾ヲ為シ備附器品ニ至ルマテ之ヲ新調シタリ」（巻下 106）という。そして、記念祭執行後、待賓協会は解散したが、「待賓協会ハ非常ニ貴賓接待ノ便利ヲ与ヘシヲ以テ今之ヲ解散スレハ京都ニ一ノ完全ナル倶楽部ナク甚タ欠点ニ属スルヲ以テ協議ノ上更ニ京都倶楽部トシテ之ヲ継続スルコトト為セリ」（巻下 107）と、「待賓倶楽部」を「京都倶楽部」と改称して、維持することに決めたのである。

しかし、明治 35（1902）年、京都倶楽部は売りに出されることになる。明治 41（1908）年 5 月 29 日発行『大阪朝日新聞』に「明治二十八年第四回博覧会開設に就き待賓倶楽部として都人士の宴席に供し後京都倶楽部と称し居たるも二十六年に至り前記筏井氏に売渡したれば同氏は此処を別荘としたり」と記されている。売却の年は後述するが、35 年の誤りである。筏井甚吉（1867-1914）は高岡市会議員、県会議員を経て、明治 31（1898）年 11 月から明治 34（1901）年 9 月まで高岡市長をつとめた。「衆議院選挙出馬を目指して 01 年市長を退任するが、所属する立憲政友会の内紛のため、鳥山敬二郎派の協力が得られず断念した。その後 08 年の第 10 回衆議院選挙で当選する」³³⁾とあるので、正伝院を所有していた明治 35（1902）年から明治 41（1908）年は、高岡市長を辞して、衆議院選挙に立候補するまでの間である。

大正 2（1913）年 6 月 12 日の『日出新聞』に「有楽斎墓地売却事業」との記事が載る。祇園八坂女紅場が筏井甚吉に旧正伝院の土地を売却した際、有楽斎墓地を含んでいた問題である。墓地の売却は「墓地及埋葬取締規則」（明治 17 年太政官布達第 25 号）により規制されていたが、手続きなく売却した嫌疑が女紅場にかけられている。以下、記事の全文を掲げる。

祇園花見小路有楽館境内織田有楽斎墓地売却事件は屢記の如く数回口頭弁論を開き証人の喚問ありたるが十一日更に当地方裁判所に於て樫木判事の係にて続行開廷原告代理水野世

民、被告代理本多源蔵両弁護士出廷し裁判長より東京地方裁判所に訊問を囑託したる荻野芳蔵の証言を示し夫れより証人室町中長者町なる佐伯宮内を訊問したるが其証言に依れば証人は八坂女紅場の書記勤務中明治三十五年十二月二十日祇園町南側五百七十番地なる有楽館敷地を五百七十番地の六と五百七十番地の十五の三筆に税務署に向て分割届を為し其五百七十番地の十五此坪数千百六十二坪五合五勺を筏代^(ママ)甚造に売却をなすの手續に干与したり其当時織田有楽斎の墓石はありたるも墓地として四十一坪別にありし事は心付かず故に同墓地の四十一坪を分割せざりしを以て同墓地は筏代^(ママ)甚造に売却せし五百七十番地の十五即ち千百六十二坪五合五勺の中に^(ママ)有楽斎墓地四十一坪も包含し墓石を除くの外庭木庭石現存の儘との契約にて売却したりと述べ更に裁判長は墓地を売却するには其筋の許可を受くべき筈なるに其手續は為さざりしやとの問に對し何分前申述ぶるが如く墓地が別の坪数にあるを知らざりし為め其手續もなさず売却したるものなり当時の理事長は穂北孝次なりし旨を陳述したるが裁判長は弁護士の申請に依り更に証人として元理事長穂北孝次氏の喚問を許可し閉廷し二十八日続行の筈

荻野芳蔵は、筏井甚造と同じ第10回総選挙に立憲政友会から立候補して当選したが、日本製糖汚職事件の収賄側として重禁固八ヶ月の有罪判決を受け、議員辞職している³⁴⁾。荻野の紹介で筏井が当該地を購入したと『日出新聞』大正2(1913)年6月29日付の続報で明らかにされる。大正元(1912)年の地籍図を図10に掲げたが、花見小路、南園小路、青柳小路、御陵通で囲まれた地所が、五七〇ノ一六、五七〇ノ一五、五七〇ノ六の三区画に分けられており、記事のとおり、五七〇ノ一五は1162.55坪と記されている。この五七〇ノ一五を八坂女紅場は筏井甚造に売却したが、そのなかに有楽斎墓地41坪が含まれており、墓地を売却する際の手続きを踏まなかったということで、訴えられているのである。続報から次のとおり、原告等が明らかになる。

同事件口頭弁論は昨日午前十時より続行され原告織田両子爵代理者水野弁護士被告八坂女紅場代理者本多弁護士出廷し当日証人として前八坂女紅場理事長穂北孝次氏出廷し樫木裁判長の問に依りて自分が理事長当時荻田^(ママ)芳蔵なる人の紹介に依て女紅場土地五百七十番地を分割し其十五を筏井甚造に売却せし坪数は千百六十余坪なりと之が分割届の手續万端は一切当時女紅場書記佐伯宮内に委任したり然れども有楽斎の墓地のある事は知悉し同墓地は正伝永源両院の敷地に統するものにて周囲に石杯ありて境界しあれば売却したる坪数中には包含し居らずと信ず殊に例年十二月十三日は女紅場が主催となり有楽忌を修して茶事を行ひ正伝院よりも参拝して読経したる次第なれば他に売却するの理由なし又墓地の参道は今では家屋建築の為に閉塞されあるも女紅場が所有し居たる当時は裏門より随意参拝

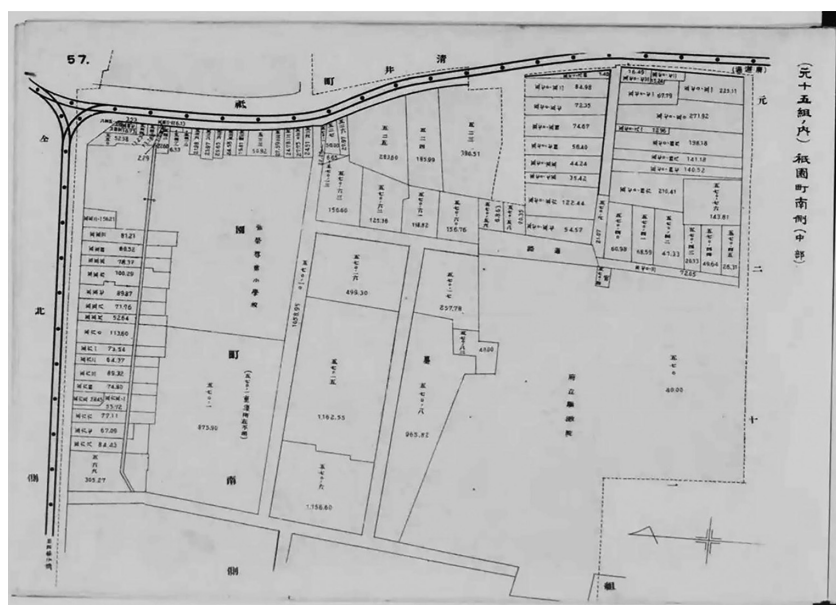


図10 京都地籍編纂所編『京都市及接続町村地籍図』第2, 京都地籍編纂所, 大正元（1912）年。

を為す事を得たり本件に付ては農きに須古弁護士が検事在职当時堀田弁護士が正伝院より依頼を受け女紅場に向つて告訴されたる事ありて事実取調を受けたるも別に女紅場に落度なかりし為め不起訴処分となりし事もありたる旨を証言し夫より裁判長及各弁護士の質問ありて水野原告代理者は該墓地の土地台帳取寄せ織田家侍従菅沼鉄次郎の喚問有楽斎墓地実地臨検の議を申請し裁判長は七月五日続行開廷の上該申請の決定を与ふる事とし閉廷したるは正午過なりし（『有楽斎墓地事件』『日出新聞』大正2年6月29日7面）

さらなる続報は、欄外の記事であったため、全文が読めていないが、原告は有楽斎の四男長政、五男尚長のそれぞれ嫡流にあたる織田長純、織田長利両子爵であったことがわかる。八坂女紅場理事長の穂北孝次は、土地の分割と五七〇ノ一五を売却したことは認めたが、有楽斎墓地は売却した坪数には入っていなかったと主張する。その根拠として、女紅場が開催してきた有楽忌について言及するのである。なお、ここに述べられた、正伝院が女紅場を告訴した件は未詳である。

これらの記事から、八坂女紅場が明治35（1902）年までこの土地を所有しており、同年12月20日に三分割した中央部分を筏井甚造に売却したということがわかる。『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』は、土地台帳により、これらの分筆を明治35（1902）年3月のこととし、筏井甚造に五七〇ノ一五を売却した同時期に、五七〇ノ一六を上京区の竹

村光三郎に売却したと記している³⁵⁾。

裁判がどのように決着したか未詳だが、事態はさらに悪い方向へ進んだようだ。筏井甚造が購入した五七〇ノ一五の土地は、正伝院の屋敷も含むが、それを松竹の白井松次郎外1名が購入する。大正元（1912）年の『京都地籍図』は以下のとおり書かれている。

祇園町南側五七〇ノ六 七八 宅地 一,一五六・六〇 一,〇四〇・九四〇 京都八坂女
紅場社団法人

祇園町南側五七〇ノ一五 七八 宅地 一,一六二・五五 一,〇四六・十六〇 奈良屋町
白井松次郎外一名

祇園町南側五七〇ノ一六 五七 宅地 四四九・三〇 四四九・四六〇 北車屋町 大谷
竹次郎外一名³⁶⁾

つまり、南園小路と青柳小路、御陵通と花見小路に囲まれた土地が三分割され、花見小路に隣接する五七〇ノ六を女紅場が維持するものの、筏井が所有していた中央部分とさらに東側の二区分を大谷竹次郎と白井松次郎が入手したのである。明治41年5月29日発行『大阪朝日新聞』は、以下のように続く。

然るに此程京都の大谷竹次郎氏が数万金を投じて此の地所建物全部を買得し既に建物全部を取毀ちて数十の老樹を伐採し池を埋め橋を除き貸座敷に適當なる家屋四十戸を建築せんとて日夜工事を急ぎつゝ、あり又伐採の老樹は総て薪とし建造物の内殿舎、長好閣、嘯月台は市議事堂前なる元本能寺境内に移して美術俱樂部なるものを建築せんと既に取毀ち且館内の如庵は一千八百円にて東京なる三井家に売渡したれど茲に最も困難なるは同館の地域に袋地となりある四十一坪余の墓地にて（後略）

旧正伝院の敷地を入手した大谷竹次郎らは、既存の建物を壊し、貸座敷に相応しい家屋を建設することとした。永井規男は、旧正伝院の建物を「購入したのは東京の三井家、大阪の藤田家、京都の大浦家の三家」とし、その詳細を記している³⁷⁾。明治33（1900）年に祇園館と改称していた祇園座を購入し、新京極の阪井座跡に移築して開場した大谷自身は、「ちよつと余談になるが、祇園館は、建物と土地つきで売りに出っていたので、僕は建物だけを阪井座に移し、あとの地所に、南松竹小路、北松竹小路という芸者屋を建てた。僕が劇場ばつかり建てたのではなく、芸者屋を建てたことなど、知る人は少ないだろう」と述べている³⁸⁾。南北との通りの名が間違っており、祇園館の跡地は、花見小路に面した五七〇ノ六とされる区画で、大正元（1912）年の地籍図でも京都八坂女紅場財団法人の所有となっていた。おそらく、大谷は明治

41（1908）年の五七〇ノ一五と一六を購入したあとの茶屋街建設と混同しているのだろう。なお、大谷が祇園館を移築した阪井座は、大浦新太郎から購入したものだ。大浦は、大谷竹次郎に祇園館が売りに出ていることを知らせた人物でもある³⁹⁾。そして、正伝院の建物を購入した「京都の大浦家」の当主が当時はこの新太郎で、長好閣、客殿、月見台を購入していたのである。

なお、有楽館における催しの告知は、明治 39（1906）年まで確認される。前述のとおり、「待賓倶楽部」「京都倶楽部」と正式名称を改めていたが、「花見小路有楽館」と呼び慣わされていたのだろう。また、筏井甚吉が購入した後も、美術展に貸し出していたのだろう。明治 36（1903）年以降も、京都図案協会展、京都後素青年会秋季大会、関西美術会第 2 回競技会、山元春拳社中同攻会展、凱施記念京都図案展などが催されている⁴⁰⁾。

5. 有楽忌の開催と墓地の移転

さて、裁判で、女紅場が墓地売却を否定した際に用いた有楽忌であるが、古い例では明治 28（1895）年の『京華要誌』の「遊覧暦表」の 12 月 12 日に「有楽忌有楽館」と記されている。また、『朝日新聞』明治 30（1897）年 12 月 10 日 3 頁には、「弓箭を茶三昧にかへて残年を東山の麓に送りたる織田信雄入道有楽斎の正當忌を営まんとて織田家一門の人々発企人となり来十二三の両日京都祇園有楽館にて献茶会を執行し参詣の貴殿には花の如き舞妓の手より一碗を呈すとぞ」とあり、この催しが始められて間もない頃という印象の記事である。

有楽忌は長年続けられてきたようで、『京都日出新聞』昭和 3（1928）年 7 月 1 日の「祇園座回顧」という記事は織田有楽斎の旧跡に触れ「現在も祇甲の事務所では毎年十二月十四日に有楽忌を行っている」と記している⁴¹⁾。日付が異なる例はほかにもあり、「十一月十二日は、女紅場の敷地がその昔、織田有楽斎の邸あとであつたと云ふので、その日を有楽忌と名付け、書活花、裁縫の生徒作品を展観し蕎麦の接待をする」⁴²⁾とも記された。井口海仙も、昭和 31（1956）年 11 月 14 日の記録として、次のような記事を認めている。

大徳寺芳春院で廣州和尚の五十回忌が営まれるので供茶をする。（中略）私は供茶式をすまして、祇園へ行く。白川畔に吉井勇氏の「かにかく」の和歌の碑が建つて、ちょうど一年になるので、その祝賀の茶会である。都タクシーのガレーヂを幕で囲い、紅葉の造花を飾つて野点の趣向。点前は祇園の芸妓。高山市長、市川寿海、宗興若宗匠等の顔もみえた。当日は、女紅場で有楽忌が催され、その方でも茶席が設けられるので、私は両茶席を何回か往復した⁴³⁾。

吉井勇のかにかくに祭は近年では毎年 11 月 8 日に行われているが、紅燈忌は 11 月 19 日なので、日付は固定されていなかったのかもしれない。この 4 年後の昭和 35 (1960) 年には、『歴史研究』に次のような記載がある。

地元では毎年十一月十二日に有楽忌を行つて霊をなぐさめてきた。そして墓地付近一帯は「有楽町」と呼ばれるようになったのである。ところがこの墓地周辺が京洛土地株式会社の所有地になると、つぎつぎに家が建ちはじめた。戦後になると墓地の通路にも物置小屋ができて外部との連絡もたたれてしまったのである。

現在は家と家とのあいだは、一人がやつと通れるスキ間が唯一の通路であるという。このために有楽忌の法事を附近の八坂クラブで行い、命日の十二月十三日の有楽忌も墓前でできないので正伝永源院に移している。⁴⁴⁾

同じ記事に日付が二通りあるが、有楽忌の 12 月 13 日が正しいだろうか。八坂クラブは、大正 2 (1913) 年に現在の祇園甲部歌舞練場が新築された際に待合として建てられた木造 2 階建て、庭園を臨み、現在も都をどりの待合として使われ、2024 年 5 月 15 日に祇園花街芸術資料館が開設された。「女紅場」は特定の学園の建物だけでなく、歌舞練場一帯を指す場合もあり、井口海仙が「女紅場で有楽忌が催され」と書いたのは、その習慣によったのではないか。

すなわち、明治 28 (1885) 年や同 30 (1887) 年といった、まだ正伝院の建物が維持されていた時代は、そこで有楽忌が行われ、献茶席が設けられていたのだろう。その後、昭和になってからも、日付は一定しないものの、祇園甲部事務所の主催で有楽忌が行われ、その場所は、八坂倶楽部や正伝永源院であったらしい。

前掲の『歴史研究』の記事は「入口を塞がれた織田有楽斎の墓」と題されたもので、冒頭に「織田有楽斎といえば信長の弟で、有楽流茶道の祖としても名高いが、そのお墓がいつの間にか出入口をふさがれてしまったという。というのも、この墓地があるのが京都市祇園南側の花街の真中つぎつぎと周囲にお茶屋や民家が建ちならんでしまったからであつた」と記されている。稲田尚之は「今にも毀れそうな板塀越しに、その五重の石塔が見えていた記憶がある。木戸は、いつも開いていて、中に入ると東から有楽斎、有楽夫人、織田長好、有楽斎女の四基の墓が塀を背にして南向に並んでいるのが見られた」⁴⁵⁾ とその印象を記している。

有楽斎の墓が袋小路にあって、入口も塞がれているという状態は、三基と記されているが、大正 2 (1913) 年の『風俗画報』にも見られる。『歴史研究』では京洛土地株式会社の所有地になってからと書かれていたが、その初めは明治 41 (1908) 年の大谷竹次郎らによる用地取得であったのだろう。

昨年大火災を起したる祇園花見小路の東なる東西松竹小路の人家裏には。織田信長の弟織田有楽斎（長益）夫妻及び其孫空八の墓地あり。同墓地は建仁寺塔中正伝院の付属地にして。同院に於ては毎年其祥月命日に当り法要を営み来れり。然るに同墓地の周囲は近年松竹合名会社の所有地となり。同地上には同社建設の人家建ち列なりぬ。先頃火災の時僅かに其北方一部を除き東西南の三方人家は悉く焼失し。大なる三基の墓碑は一時火焰に包まれたるも不思議にも少しの損所さへなく無事なるを得たり。この墓にゆかりあるは圓山左阿弥楼主辻重左衛門なり。左阿弥楼の庭上には織田有楽斎の男頼長（道八）及びその男長好以下累代の墓碑あり。左楼は右頼長の開基せしものにして。現代楼主は其後裔なり。当時松竹小路の火災と聞くや。当主重左衛門は料理方其他の雇人数名を率ゐ有楽斎の墓地に駆附け。鎮火後も其の意を正伝院に告げて墓地を守護したり。同墓地は袋地にしてそれに通ずる通路なく。偶展墓せむとする者ある時は附近人家の庭を通行せねばならぬ不都合ありしが。焼跡に家屋を再築するに就ては周囲の地主たる松竹合名会社にては是非共墓地に通ずる一道を設け諸人の展墓に便にせんと目下設計中なり。⁴⁶⁾

大正元（1912）年の火事については後述するが、隣家の焼失後、少しは状況が改められたのだろうか、大正 11（1922）年刊の『京都名家墳墓録』には、次のように記されていて、入口がないという記載はない。

祇園町南側南園小路，有楽館跡。弥栄尋常小学校裏門の西数間，民家の裏に位す，（建仁寺東北門より北行，約二町歌舞練場前を東折，第三筋目を北す西角民家裏）有楽館正伝院の旧跡，墓は館の北隅を占めしが建物は既に取除かれ（明治三十年代）漸く，墳墓のみ正伝院所属として，保存せらる，墓域は（東西約十間南北約四間）四基の大碑石相並ぶ，有楽斎墓は其東端に位し，方二間石壇を高め，高二間以上の五重塔を置く，四周に仏像を刻し，正面（南向）の左右には

正伝院殿如庵有楽大居士

元和七年辛酉十二月十三日

他の面にも刻字あれど磨滅す⁴⁷⁾

ただし、昭和 3（1928）年の芸妓中山きみの昔話には、「有楽斎のお墓は一力横の車屋はんの裏にあるのは皆様をご存知のこと」と記され、墓の写真が掲載されており⁴⁸⁾、民家に囲まれた狭隘な環境であったことがわかる。

戦後再び入口が塞がれてしまったと書いた『歴史研究』は、翌月以下の続報を載せた。

京都の織田有楽斎の墓が、つぎつぎと立ちながらぶ民家に入口をふさがれてしまった話を前号にのせたが、その墓の移転が具体化している。

同墓地は、織田家十六代目織田長利氏（東京）有楽茶道を伝える同長繁氏（名古屋）と付近の正伝永源院の共有であるが、このほど東京の長利氏の長男長功氏が同寺をたずね「この際移転にふみきりたい」との意向を述べた。このため、同寺の真神峻厳住職と長功氏が長繁氏を訪れて話し合つた結果永源院に移すという案がでた⁴⁹⁾。

墓地の移転が最終的に完了したのは、昭和 37（1962）年 11 月 13 日のことで、『時事年鑑』昭和 39 年版には、発起人が上田宗福、塚本宗治、西松宗昭、真神峻厳、織田長繁、織田長功と記されている⁵⁰⁾。上田宗福、塚本宗治、西松宗昭は茶道有楽流の茶人である。

稲田も引用した昭和 37 年 9 月 27 日付『朝日新聞』京都版の記事によれば、9 月 26 日からその作業が始まり、「有楽斎の命日を一ヵ月繰上げ、十一月十三日に建仁寺大方丈で、全国の茶道関係者を集め、記念の三百五十年法要を営む」とも記されている。また、「墓石の下約三十センチ付近から、高さ約一メートル五十センチの大きな土ガメが見つかり特に夫人の方のカメの中から頭の骨が出て来たところから「有楽斎の遺体は五条河原で焼かれ火葬にされた」というこれまでの定説を破り、遺体は土葬にされたことがわか」ったとの成果もあった⁵¹⁾。

6. 火災と有楽稲荷創建

以上のように、一帯の土地は、明治 41 年に大谷竹次郎らに買われるまでは、周囲に裏借家が建てられていたとはいえ、旧正伝院の敷地を保存し、それを中心に機能していた。『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』には、「大谷氏が「五七〇番の一五」の地を取得したのが三月一七日で、ほぼ一ヶ月後の四月一八日には解体がされていて、同二二日には三井・大浦家の方に移築中で、極めて早く実施されている」と書かれている。松竹の急速な正伝院の解体は、どのように受け止められていたのだろうか。明治 41（1908）年 5 月 29 日付『大阪朝日新聞』に「既に建物全部を取壊ちて数十の老樹を伐採し、池を埋め、橋を除き貸座敷に適当なる家屋四十戸を建築せんとて、日夜工事を急ぎつゝあり」と記されたように、批判的に受け止められていたのではないだろうか。

その批判が明らかになるのは、火事が起きたときの反応である。中山きみの回想には、「その後この邸を松竹の大谷さんが買ひ取らはつて、沢山のお青楼が建ちましたが、明治天皇のお崩れになつた大正元年の十一月四日か五日の夜二時ごろ東松竹小路の有楽稲荷横のお青楼から火が出て四十軒ほど丸焼けとなりましたが、これも有楽斎さんの恨みやと噂されたりしました」⁵²⁾ とある。

火災が起きたのは11月3日で、4日付の『朝日新聞』京都版には、以下のように報道されている。

「祇園新地の大火」三日午前三時頃祇園花見小路の東なる西松竹小路の西側貸座敷業永よし事森田民三郎方より出火忽ち四方に燃え広がるや狭き通路両側に貸座敷の軒を並べ居る事なり何れも十分寝入りし時とて悲鳴叫喚婦女子の逃げ騒ぐさま目も当られず、其建築物は何れも俗に借家建にて各戸一の棟になつてゐるゆゑ延焼の速かなること非常にて所轄松原署の蒸気唧筒到着までには既に大半焼失したる程にて各蒸気唧筒は水道栓を使用し防火に努めたるを以て辛うじて全焼二十八戸、半焼四戸焼失にて午前五時鎮火するを得たり

記事で火元とされる「西松竹小路の西側貸座敷業永吉」の「西松竹小路」は「東松竹小路」の誤りで、図11の焼失家屋図からも確認できる。中山きみの回想には「有楽稲荷横のお青楼」が火元と記されていたが、それは回想時から書かれていたことで、こ

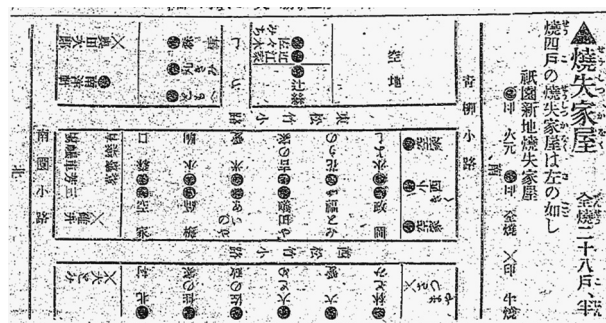


図11 「焼失家屋」『朝日新聞』京都版（大正元（1912）年11月4日）

のの記事は「有楽稲荷」について言及せず、図11にも「有楽稲荷」はない。そして、火元となったと伝えられる「永よし」が現在の有楽稲荷の場所と重なるのである。つまり、大火の火元となった場所に有楽稲荷が創建されたと考えられるのではないだろうか。『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』12頁に掲載された昭和2（1927）年の京都明細図部分図（京都府立京都学・歴彩館蔵）では、有楽稲荷北側の茶屋が稲荷社を併設しているように読める。

大正元（1912）年の火事の際の有楽斎墓地についても、『朝日新聞』京都版は「焼失地の北方南園小路にある三芳人力車帳場の裏手には織田有楽斎の墓地ありて立派なる石碑立てあるが一時猛火はこの石碑を包みたるも消防夫の働きにより辛うじて無事なるを得たり」と記している。前掲の『風俗画報』（442）に書かれていた、左阿弥当主重左衛門が雇い人を引き連れて有楽斎墓地に駆けつけ、鎮火後も墓地を守護したという記事と共通の文脈を示すものである。すなわち、火災という危機的状況において、地域住民が有楽斎墓地をいかに守護したかという事実を述べているといえよう。有楽斎墓は、図11の図面左の南園小路に面して三芳車帳場とある右（南）側に記されている⁵³⁾。

さらに、『朝日新聞』記事は、以下のとおり、松竹所有地のみが焼失したと書き、噂された怪異譚をも記している。

▲現場の光景 焼失地は約九百坪にして同地所は元有楽館のありたる地所なりしを松竹合名会社買得し明治四十二年四月数十戸の家屋を新築しそれぞれ貸付くる事となり今日に及びしが其の隣接地は甲部女紅場及び其の他の者の所有地なるに夫等地上に建設せる家屋は一戸も焼失せず不思議にも松竹会社所有地上にある同社建設の家屋のみ焼失するに至りたり、家屋保険料は東亜火災保険会社に一万円及び日本火災保険会社に二万円あり、松竹会社の損害は約六万四千円なりと（中略）

▲怪説様々 三四年前元有楽館にありたる古池を埋め此処に家屋を建築せし際古来此処に棲み居たる二疋の大蝙蝠現れ又古池には多くの蛙棲み居たるも其蛙は総て生きながら地中に埋められしかば其の当時誰れ云ふとなく茲四五年の間には大火災起るべしなど怪説立ちしが今回の出火あるや所柄とて怪説は愈高く何れも不思議々々といひ居れり

松竹合名会社の所有地だけが焼失し、他者の所有地は焼けなかった。この事実はどうに理解されただろう。有楽館の蝙蝠や埋められた池の蛙の祟り、あるいは中山きみが記したように有楽斎の恨みという解釈は、地域の人々にどのような影響を与えただろうか。

図 11 の焼失家屋図には、三芳車帳場と有楽斎墓の下（西）に「× 碓井」と記されている。×印は半焼であるから、この貸座敷は全焼せず、半焼で免れた。この貸座敷碓井の女将が碓井つねではなかっただろうか。あるいは親類縁者だったかもしれない。正伝院を解体してから4年後に起きた火災は、全焼28戸という大火災になった。さまざまな解釈が生み出されるなかで、火元と同じ東西松竹小路に挟まれた区画で全焼を免れたのは、有楽斎墓と三芳車帳場、そして碓井だけである。隣接した有楽斎墓地が地域住民に守られた恩恵を碓井は受けたのだろうが、それを有楽斎に守られたと考えても不思議はない。貸座敷碓井がその礼に「有楽稲荷大明神」を勧請して、同地に有楽稲荷を創建したとも考えられるだろう。

お わ り に

本稿は、有楽稲荷大明神の創建に至る地域の土地利用の変遷を検証し、大正元（1912）年の火災という具体的事件が、当社の創建に決定的な役割を果たした可能性を明らかにした。

同地は明治初年の社寺領上知から、祇園新地による商業開発の場へと急速に変貌してきた。織田有楽斎の遺蹟である旧正伝院は、まず製茶場として婦女職工引立会社の一部となり、さらに茶席として都をどり祇園新地の発展に貢献した。貸席「有楽館」「待賓倶楽部」「京都倶楽

部」との活用は、同地域を遊興の地として振興させ、最終的には高価で売却されることになる。明治 41（1908）年に松竹合名会社の大谷竹次郎らが土地を取得するや、建物は分割・移築され、その跡地は貸座敷を中心とする茶屋街へ変貌した。この急速かつ強引な開発が批判的に受け止められるなか、大正元（1912）年 11 月に発生した火災は、松竹所有地の貸座敷のみを焼失させるという象徴的な結果を残した。

この火災が、有楽斎や同地に棲息していた動物の祟りと解釈されたことが、当時の報道や回想から確認できた。有楽斎の墓地は、火災から地域住民に守護され、隣接する貸座敷「碓井」も全焼を免れた。この事実は、有楽斎による守護として認識されたとも推察できる。火元となった貸座敷「永よし」の跡地という最も忌むべき場所に、有楽斎の御霊を鎮め、あるいは感謝を捧⁵⁴⁾げるために、貸座敷「碓井」の関係者が中心になって創建したのが有楽稲荷だったのではないか。

このように有楽稲荷の創建は、近代における土地の売買と乱開発のなかで、地域の集合的記憶が火災を通して表出し、それに対する鎮魂と安寧を求める御霊信仰的な創建といえるだろう。その意味でも、極めて近代的な信仰創出の事例ではないだろうか。

地主の屋号に由来するという「キョーラク神社」という呼称や役者による玉垣の奉納、松竹や京洛土地株式会社によるその後の開発と経営など、明らかにできなかったことも多い。

京洛土地株式会社は、大正 6（1917）年 9 月に祇園や周辺地域の不動産開発を目的として設立されており、貸座敷規則改正や明治 45（1912）年の駆籠院移転、大正 2（1913）年の祇園甲部歌舞練場の新築といった祇園の区画整理との関連もあらためて考察したい。京洛土地株式会社を設立した長瀬傳三郎は颯々庵宗趙との茶名も持つ茶人でもあった。織田有楽斎の遺蹟旧正伝院にもたらされた変化は、茶道や展観、舞踊、そして演劇といった伝統文化の文脈に隠された近代的経済活動がもたらしたものであったともいえよう。

註

- 1) 徳力龍之介「有楽稲荷」『京都の流儀：もてなし篇』木楽社、2014、60 頁。
- 2) 梅林秀行「散歩日和：京都凸凹編 祇園/4（京都市東山区）境内に移転、お茶屋「整列」」『毎日新聞』2023 年 9 月 20 日夕刊 3 頁。
- 3) （株）ローバー都市建築事務所「東山祇園 祇園有楽稲荷大明神 改修工事」（設計監理実績）
<https://www.rover-archi.com/works2/uraku/>（2025 年 8 月 25 日閲覧）。同建築事務所代表取締役社長の野村正樹による「きょうと空間創生術：262 祇園町の有楽稲荷大明神」（『毎日新聞』2017 年 9 月 22 日地方版/京都 21 頁）および「祇園町にある有楽稲荷大明神」（一般社団法人京都経済同友会・会員によるマンスリー・リレー・エッセー第 69 回）
<https://www.kyodoyukai.or.jp/essay/%E7%A5%87%E5%9C%92%E7%94%BA%E3%81%AB%E3%81%82%E3%82%8B%E6>

- %9C%89%E6%A5BD%E7%A8%B2%E8%8D%B7%E5%A4%A7%E6%98%8E%E7%A5%9E.html
(2025年8月25日閲覧)にも有楽稲荷大明神の紹介がある。
- 4) 五来重『稲荷信仰の研究』山陽新聞社, 1985, 20頁。
 - 5) 「有楽の墓はもとは正伝寺境内にあり, その寺の位置は今の織田稲荷社のあたりであったといわれる。昭和三七年までは織田有楽の墓は織田稲荷社の背後に当たる民家の間にあり, その後, 彼の墓は夫人・息女・孫織田長好の三基とともに永源寺に移され, 現在に至っていると伝承される」(大森恵子『稲荷信仰と宗教民俗』(日本宗教民俗学叢書1)岩田書院, 1994, 154頁)。
 - 6) 中村陽監修『稲荷大神: イチから知りたい日本の神様2』戎光祥出版, 2009, 122頁。
 - 7) 『新撰京都叢書』第10巻, 臨川書店, 1985, 360頁。
 - 8) 「代議士連の失態」『大阪経済雑誌』9(15), 1901年4月, 1頁。
 - 9) 日向進「祇園町南側の開発: 明治初年の建築的風景」『京都市歴史資料館紀要』10, 1992, 551-571頁。『近世京都の町・町家・町大工』(思文閣出版, 1998)に再録。
 - 10) 稲田尚之「『国宝・如庵』: その建設原点についての策定研究」『藝術文化研究』2, 1998, 1-34頁。
 - 11) 永井規男「建仁寺の古建築: その奇構」『関西大学博物館紀要』11, 2005, 100-124頁。
 - 12) 京都府立総合資料館編『京都府百年の年表』9(芸能編), 京都府, 1971, 8頁。同書は「都をどりの方は明治5年は新橋松の家という席貸で催されたが, この年祇園新地は区画整理を施し拡張, 歌舞伎場を新築(花見小路西側, 第2図参照), 6年からの都おどりはそこで開催されることになった」と記すが, 新築したのではなく, 清住院の建物を利用したことを日向らが指摘している。
 - 13) 松田有紀子「『花街らしさ』の基盤としての土地所有: 下京区第十五区婦女職工引立会社の成立から」『コア・エシックス』6, 2010, 401-411頁。なお, 正伝院屋敷が貸席有楽館となったのは, 明治20年頃のことと考えられる。
 - 14) 公益財団法人明治村編『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』名古屋鉄道株式会社, 2022, 2頁。
 - 15) 稲田尚之「『国宝・如庵』: その建設原点についての策定研究」『藝術文化研究』2, 1998, 9頁。なお, 観風生「旧有楽館の門」(『茶道月報』(269), 茶道月報社, 1933年5月, 25頁)に, 「旧有楽館の門」の写真が掲載され, 「現在は京都市役所前大浦氏宅の表門となり居れる物にして約三十年以前迄は現今の祇園新地花見小路の松竹小路といへる場所に鬱蒼たる森ありて高塀を廻らし玄関書院茶席等あり, 織田有楽斎長益の邸なりしと聞きし其中門にてありし」と伝えている。
 - 16) 日向進「祇園町南側の開発: 明治初年の建築的風景」『京都市歴史資料館紀要』10, 1992, 図3裏借家指図, 557頁。「花見小路に面する二階建ての表借家」は『明治十年大福工数帳』に記されているという(558頁)。
 - 17) 京都府立京都学・歴彩館蔵「南座新築関係資料」(館古226)5点のうち「演劇場新築願」。京都府総合資料館編『京都府百年の資料9 芸能編』(京都府, 1972)69頁, 京都市編『史料京都の歴史10 東山区』(平凡社, 1987)203頁, 日置貴之「京都・祇園座設立の経緯とその意義」『国語と国文学』94(8), 2017, 37頁。「南座新築関係資料」との名称は京都府立総合資料館歴史資料課編『京都府立総合資料館所蔵文書解題』(京都府立総合資料館, 1993)に見られ, 日置は「将来的に適切な資料名に改められることを期待する」としている(注1)。
 - 18) 「大和大路派出所部内」『建仁寺町部内地誌一』(京都府立京都学・歴彩館 BK151 和/291.62/Ke49)。

- 19) 明治5年11月に設立した下京第十五区「婦女職工引立会社」は「区内ノ娼妓等ヲシテ紅事ヲ修学シ。婦道ニ趣向セシム」（『京都府百年の資料5 教育』）との設立趣旨を表明していたが、この趣旨は形骸化していき、その結果養蚕所も廃止された。早くから設立趣意書には記載のない歌舞が教えられ、明治30年の「祇園新地甲部五業組合規約」改正時には、「歌舞及び音曲」が教授科目として明文化された（岡田万里子「京阪の舞の技報と伝承」、平野英俊編『日本舞踊鑑賞入門』（別冊演劇界伝統芸能シリーズ2）演劇出版社、2001、114-115頁）。
- 20) 井上甚之助『佐多女聞書』創元社、1953、95頁。
- 21) 茶券のことをいうか。
- 22) 田中緑紅『祇園さん：祇園町界限』京を語る会、1961、39-40頁。
- 23) 井口海仙「立礼考」『茶道月報』（501）、茶道月報社、1954年4月、48-51頁。井口海仙「立礼考」『新選茶の湯読本』淡交新社、1959、124-128頁。
- 24) 『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』8頁の図1.1.3 京都正伝院屋敷（明治5年の図）（大雅堂定亮写、京都博覧会資料）に同じ正伝院の図が掲載されている。また、正伝院が取り壊されたあとの出版記事ではあるが、正伝院で如庵を別の方向から見たスケッチや如庵の見取り図が本多契山「茶室の話二」（『建築工芸叢誌』2(5)、1914年6月、24-25頁）にある。
- 25) 明治5年3月13日から始まった第1回都をどりは新橋松の家の席で開催されており、明治6年の2回目から旧清住院の歌舞練場で行われた。
- 26) 日向進「祇園町南側の開発：明治初年の建築的風景」『京都市歴史資料館紀要』10、1992、569頁。
- 27) 京都府立総合資料館編『京都府百年の年表』9（芸能編）、京都府、1971、8頁。
- 28) 守屋毅「文化都市の興隆4 明治の生活」、京都市編『京都の歴史』8（古都の近代）、学芸書林、1975、294頁。
- 29) 『京都日出新聞』1891（明治24）年12月23日
- 30) 永井規男「建仁寺の古建築：その奇構」『関西大学博物館紀要』11、2005、111頁。
- 31) 『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』9頁に「有楽館記事表」（表1.1.2）が掲載されているが、この一覧よりも以前に明治20年9月29日付『朝日新聞』大阪版の記事がある。なお、『朝日新聞』1889（明治22）年10月12日4頁に掲載された「有楽館開業式三日目の事」との記事は、記事中の人物や演芸から、日本橋区蛸殻町三丁目十一番地に開業した有楽館のことかと思われる。日本橋の有楽館については未詳であるが、1893（明治26）年9月10日の『東京朝日新聞』に「有楽館改め春風館」とした「春風館開業広告」が載る。
- 32) 『有楽館記』（京都府立京都学・歴彩館 AK14 和/791.6/Ta22）1895（明治28）年、2丁。
- 33) 『富山大百科事典』上巻（北日本新聞社、1994）70-71頁。「実業界では、1888年中越汽船社長に就任したほか、高岡貯金銀行取締役・高岡銀行監査役・高岡電灯会社監査役を歴任し、県工業会副会頭に推される」とある。
- 34) 福井新聞社百科事典刊行委員会編『福井県大百科事典』福井新聞社、1991、148-149頁。
- 35) 公益財団法人明治村編『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』名古屋鉄道株式会社、2022、10頁。
- 36) 京都地籍編纂所編『京都市及接続町村地籍図』第2附録、京都地籍編纂所、1912（大正1）年、210頁。『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』によれば、明治35年3月に570ノ1を5〜10に分筆し、さらに570ノ6を15と16に分筆し、16を上京区竹村光三郎に売却し、さらに翌明治36年7月に滋賀県の山中興七郎に売却した。大谷竹次郎・白井松次郎は、明

- 治 41 年 3 月 17 日に 570 ノ 15 を、同年 6 月 27 日に 570 ノ 16 を購入し、入手するとすぐに建物を売却して、貸座敷を建設したと記されている（10 頁）。
- 37) 永井規男「建仁寺の古建築：その奇構」『関西大学博物館紀要』11, 2005, 111 頁。
- 38) 大谷竹次郎「一興行者の世界」『芸術新潮』6(4), 1955 年 4 月, 291-292 頁。
- 39) 脇屋光伸著、城戸四郎編『大谷竹次郎演劇六十年』大日本雄弁会講談社, 1951, 20-24 頁。日置貴之「京都・祇園座設立の経緯とその意義」(『国語と国文学』94(8), 2017, 35-48 頁) もこれを引用している。
- 40) 「有楽館記事表」(表 1.1.2) 『国宝・重要文化財如庵及び旧正伝院書院修理工事報告書』(名古屋鉄道株式会社, 2022) 9 頁に明治 21 年から 39 年までの催しが掲載されている。このほかにも、有楽館を用いた集会や展覧、芸能記事などは枚挙に遑なく、明治 26 年の祇園ねりものの際には出演者が集まって有楽館で扮装したと記されている(田中緑紅『祇園ねりもの』郷土趣味社, 1936, 47 頁)。また、明治 30 年にリュミエール社が撮影した映画「日本の踊り子」(<https://meiji.filmarchives.jp/lumiere-works/ML08-740.html>) の背景には「京都倶楽部」と書かれた提灯があり、同所で撮影されたかと思われる。
- 41) 「祇園座回顧」(1928 (昭和 3) 年 7 月) 『近代歌舞伎年表京都編』8 (1923 (大正 12) 年～1928 年) 634 頁。
- 42) 伊原清吉「祇園の芸妓学校八坂女紅場を参観する」『話』5(7), 文藝春秋社, 1937 年 7 月 1 日, 142-150 頁。
- 43) 井口海仙「身辺雑記」『淡交』11(1), 1957 年 1 月, 173 頁。
- 44) 「入口を塞がれた織田有楽斎の墓」『歴史研究』17, 1960 年 7 月, 3 頁。
- 45) 稲田尚之「『国宝・如庵』：その建設原点についての策定研究」『藝術文化研究』2, 1998, 1 頁。
- 46) 「織田有楽斎の墓」『風俗画報』(442), 1913 年 2 月, 45 頁。
- 47) 寺田貞次『京都名家墳墓録』村田書店, 1976, 324 頁。
- 48) 中山きみ「格好が好かつた祇園さんの楼門：四條通に並んだ掛あんど歌舞練場が建つまでのその辺」岩井武俊編『京ところどころ』金尾文淵堂, 1928, 186-189 頁。
- 49) 「有楽斎の墓移転」『歴史研究』18, 1960 年 8 月 15 日, 2 頁。
- 50) 時事通信社編『時事年鑑』昭和 39 年版, 時事通信社, 1963, 215 頁。
- 51) 稲田尚之「『国宝・如庵』：その建設原点についての策定研究」『藝術文化研究』2, 1998, 7-8 頁。「カメから頭の骨発見有楽斎の墓移転作業はじまる」『朝日新聞』1962 (昭和 37) 年 9 月 27 日 14 面 (京都版)。
- 52) 中山きみ「格好が好かつた祇園さんの楼門：四條通に並んだ掛あんど歌舞練場が建つまでのその辺」, 岩井武俊編『京ところどころ』金尾文淵堂, 1928, 186-189 頁。
- 53) 人力車場は、火災後も戦後も維持されたものか、田中義一「洛東・建仁寺の境域」(『史迹と美術』19(4) 1949 年 7 月, 146-147 頁) に「正伝院址には、その墓地在に今に南園小路と西松竹小路の角、人力車屋の裏に茶人織田有楽斎一党の墓をのこしてゐる」と記されている。

要 旨

祇園甲部に所在する有楽稲荷大明神の創建背景を建仁寺塔頭正伝院跡地の土地利用の変遷から考察した。正伝院は、織田有楽斎が再興し、幕末まで屋敷や庭園を保っていたが、維新後の社寺領上知で祇園新地に払い下げられた。正伝院の建物は、婦女職工引立会社の製茶場となり、都をどりの茶席に利用された。明治20（1887）年頃からは貸席「有楽館」となり、明治28年の第4回勧業博覧会に際して「待賓倶楽部」となり、その後も「京都倶楽部」として活用された。正伝院の敷地には、有楽斎の墓も残されており、明治20年代後半頃から、祇園甲部は有楽忌を催してきている。この間、旧正伝院の隣には本格的劇場として開場した祇園座が建ち、地域は遊興地として整備されてきた。祇園新地は、正伝院跡地を最大限利用して、地域を高尚化してきたともいうことができる。

しかし、明治35年には正伝院跡地が売却され、41年に松竹合名会社の大谷竹次郎らの所有地となる。大谷は、茶屋街を形成するため、建物や樹木を不要なものとして処分した。大谷の急激な開発は批判的に受け止められたようだ。決定的だったのは、大正元（1912）年11月の火災である。松竹所有地の貸座敷のみを焼失させたこの火災は、地域住民により有楽斎や同地に棲息していた動物の「祟り」として解釈された。有楽斎の墓は、消防夫や地域住民の保護を受けて火災からも守られた。そして、全焼を免れた隣接の貸座敷「碓井」の関係者が中心となり、火元跡に創建したのが有楽稲荷ではないかと考えられる。創建時期は奉納額の記載や、玉垣を奉納した役者の名乗り時期から、大正4年頃と推定される。

有楽稲荷の創建は、近代における土地の売買と乱開発のなかで、地域の集合的記憶が火災を通して表出し、鎮魂と安寧を求めるという、極めて近代的な信仰創出の事例として位置づけられる。

キーワード：有楽稲荷、正伝院、祇園、婦女職工引立会社、土地利用

Abstract

This paper investigates the establishment of Uraku Inari Daimyōjin in the Gion district by tracing land-use changes at the former site of Shōden'in, a sub-temple of Ken'nin-ji. Revived by Oda Urakusai, Shōden'in maintained its residence and garden through the Edo period. Following the Meiji Restoration's confiscation of temple lands, the site passed to the Gion district and was repurposed as a tea-processing facility run by Gion Women's Vocational Training Company, serving as the tea ceremony venue for the Miyako Odori. Around 1887, it became the rental hall Urakukan, and in 1895 functioned as the "Taihin Club" for the Fourth National Industrial Exhibition before continuing as the "Kyoto Club." Urakusai's grave remained on site, and from the late 1890s Gion Kōbu held the annual Uraku Memorial Service. With the opening of the Gion-za theater nearby, the area developed into an entertainment district.

The land was sold in 1902 and acquired by Shirai Matsujirō and Ōtani Takejirō of Shōchiku in 1908, the property was rapidly redeveloped, provoking local criticism. After the 1912 fire destroyed only houses on the Shōchiku-owned land, residents interpreted the event as a curse, possibly leading to the founding of Uraku Inari around 1915. The shrine exemplifies modern deity creation as communal memory responded to urban transformation and disaster.

Keywords: The Foundation of a Modern Shrine: The Case of Uraku Inari, Modernization of the Gion District (Kyoto), Overdevelopment of Traditional Geisha Districts, Modern Land Use of the Oda Urakusai Residence Site, Tea Ceremony Events Associated with the Miyako Odori